



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 49(1), 221-230
Issue Date	1998-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15774
Type	other
File Information	49(1)_p221-230.pdf



北海道大学法学会記事

○一九九七年一月二八日(金)午後一時半より

「地球温暖化問題―COP3を巡る動向分析」

報告者 小沢典夫氏

出席者 一二二名

○地球温暖化の影響と原因

「地球温暖化」とは、大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など温室効果ガスの濃度上昇によって、地球の気温が上昇することである。気温上昇とともに、豪雨や乾燥化も著しくなるので、「気候変動」とも呼ばれる。

近年、問題となっている人為的な地球温暖化の主因は、二酸化炭素である(産業革命以降、世界の人為発生ガス中の温暖化寄与度で六割強、現在の日本でみれば九割)。その二酸化炭素の大気中濃度は、一八世紀産業革命前の二八〇ppmから、現

在では約三六〇ppmまで上昇した。また、地球の平均気温は、過去一〇〇年間に〇・三―〇・六度上昇している。

世界中の科学者が参加したIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書では、このまま推移した場合、一〇〇年後の二二世紀末に、二酸化炭素の大気中濃度は七〇〇ppmに達し、地球の平均気温は現在より二度上昇すると予測している。なお、この気温上昇は南半球より北半球、北半球のうちでは低緯度地域より高緯度地域で著しくなると予想されている。いずれにせよ、このような気温上昇は極めて急激なもので、そのペースは、人類が今まで経験したことがないほどである。これに伴い、農業及び植生への影響(特に南の地域では食物生産ポテンシャルの低下が深刻)、サンゴ礁の島国や臨海部の水没・浸水、南方の伝染病の北進など深刻な影響が生ずると予想されている。

それでは、地球温暖化をもたらす二酸化炭素は、どこから排出されるのだろうか。それは、主に化石燃料の使用に伴うものである。一九九四年に、世界では炭素換算にして約六〇億トンの二酸化炭素が排出され、これを国別でみると、一位が米国で全体の二二%、これに中国、ロシアが続き、日本が第四位で五%を占めている。人口一人当たりしてみると、先進国は平均で約二・五トン(人・年)程度である(但し米国は五トン強と

かなり大きい)のに対し、途上国では概ね〇・五トン程度にとどまっている。このように二酸化炭素の排出量は、先進国と途上国との間で大きな格差がある。また、一九九〇年時点で世界の排出総量の内訳は、先進国が約四〇億トン、途上国が約二〇億トンであるが、途上国の排出が急増中であり、このまま推移すれば、二〇一〇年頃には途上国の総量が先進国のそれを追いつくであろうと予測されている。

なお、日本国内の二酸化炭素の排出原因をみると、エネルギー転換を含む産業分野で概ね五割、民生が二割、運輸が二割、残り一割が廃棄物焼却等である。最近の傾向としては、産業からの排出がほぼ横這いで推移する一方、民生、運輸からの排出が増加傾向にある。

〇COP3を巡る論議の経過

地球温暖化の防止を目指し、一九九二年に採択された気候変動枠組条約は、この問題の背景にある南北問題を反映し、各国は「共通にして差異ある責任」を有するとの前提に立ち、途上国には温室効果ガスの排出・吸収源の調査等を求め、先進国には同ガスの排出量を二〇〇〇年まで一九九〇年レベルに戻すように求めた。しかし、先進国の排出量は既にかなり多く、その量が増えないとしても排出が続く以上は大気中に溜まっていく

し、さらに、このままでは途上国の経済発展に伴う排出増加を止めることもできない。

同条約の発効後、一九九五年にベルリンで開かれた第一回締約国会議(COP1)では、重要な決議が行われた。現在の条約は、危険な水準の気候変動を回避する道筋が不明確で、十分であると断じ、二年後の第三回会議すなわちCOP3までに、先進国の温室効果ガス排出に関し二世紀初頭の数値目標等を決定する、と宣言したのである。これが、ベルリン・マンデートと呼ばれるものである。こうしてCOP3に向けた論議の枠組みが設定され、各国間の交渉が開始された。翌九六年にジュネーブで開かれたCOP2では、COP3を九七年一二月に日本の京都で開催することが決められた。

COP3のための国際交渉の中で、先進国の温室効果ガス削減について最初に提案を行ったのは、モルジブ、フィジー等の小島しょ国連合(AOSIS)であった。これらの国は、温暖化で海面上昇が進めばサンゴ礁の国土が水没の危機に瀕することから、その主要原因をなす先進国に、二酸化炭素の排出量を二〇〇五年までに一九九〇年比で二〇%削減することを求めた。

次いで九七年春には、ヨーロッパ諸国が欧州連合(EU)として統一提案を行った。これらの諸国は、AOSISとは異なる

り「発生源側」に属するが、それぞれ国内的に環境重視派勢力が強く、かつ経済統合を控えて団結力が高まる中で、EU加盟諸国が一体となる「共同達成方式」を前提に、先進国は、温室効果ガスの排出量を二〇一〇年までに九〇年比で一五%削減すべきである、と主張した。

一方、COP3の議長国である日本は、数%の削減を主張する環境庁とおよそ削減は困難とする通産省の対立が続いていたが、九七年七月から首相官邸が調整に乗り出し、同年一〇月六日によりやく日本政府提案を決定、公表した。これは、二〇〇八―一二年の平均排出量につき九〇年比の「基準削減率」を五%とし、各国は、GDP当たり排出量等の指標により、五%の削減率をディスプレイできるといふものであり、この方式を先進諸国に当てはめると平均削減率は約三%、日本は二・五%（さらに柔軟性条項により実質〇・五%でも可）となった。一見、相当の削減を課すようでいて、その実は、国内の実現可能性や対米配慮を重視する提案であったといえよう。

最後に、世界最大の排出国でありながら、国内に削減慎重派を抱え、方針決定が遅れていた米国も、一〇月二二日、クリントン大統領自身が米国案を発表した。これは、二〇〇八―一二年の平均排出量を九〇年レベルに抑えること（削減率〇%）を

目標とし、その達成の柔軟性を高めるため国際的な排出権取引等を認めること、途上国も排出抑制への取組に参加することを求めるというものであった。

COP3に臨む日本の行動の評価軸

気候変動枠組条約第三回締約国会議・COP3が、来る二月一日から一〇日までの予定で始まる。この会議に臨む日本の行動の評価軸は、次の三点であると考える。

第一は、「地球益の実現」であり、気候変動枠組条約が究極目標とする危険な水準の温暖化防止に向け、先進国の率先行動を明確にし、途上国の共感を得られる道筋を示さなければならぬ。第二は、「議長国の責任」であり、利害の錯綜する各国を説き伏せ、京都議定書をまとめ上げなければならない。第三は、「国内の実現可能性」であり、法的にも道義的にも重い京都合意の実現に対し、見通しなしいし意思を明らかにしなければならぬ。

以上の三点の同時達成は、なかなか難しいことではあるが、一部に偏らない大局的な状況判断が不可欠であろう。少なくとも、日本政府提案に至る政府内の論議は、専ら第三の国内の実現可能性、それも高度の政治的判断というより現状をベースとした積み上げの検討にのみ集中されてきたものであり、問題が

あるといわざるを得ない。

研究会会員各位には、このような視点から、COP3の今後の推移に注目していただきたいと思う。

〔追記〕研究会会員諸氏に「COP3で先進国は二〇一〇年、何%の削減を合意すべきか」アンケートしたところ、有効回答二〇件、回答幅五―五〇%、平均一四・二%という結果だった。(因みに、学部講義で学生に問うた結果は同六三件、三―二〇%、一〇・四%) 一方、実際のCOP3は、最終日が一日ずれ込み、一二月一日に京都議定書採択した。先進国の温室効果ガス削減については、二〇一〇年をはさむ五年間で平均五・二%の削減目標(国ごとの差異化で日本六%、米国七%、EU八%)を決めたが、非達成国への制裁措置、途上国の参加問題等は決着できず、先送りとなった。

○一九九七年十二月二日(金)午後二時半より

「国鉄改革と債務の処理について」

報告者 南 木 通 氏
出席者 二五名

国鉄収支が赤字になったのは一九六四年度であり、一九八五

年度には六千億円の国庫補助を受けながら一兆八千億円を超える赤字を計上した。一九八三年に発足した国鉄再建監視委員会

が一九八五年に出した「国鉄改革に関する意見」によれば、国鉄経営が破局的状況に至った原因には公社制度の問題と全国一

元的組織の問題とがあった。具体的には、前者は、①運賃、不採算路線の建設等について経営を無視した外部の干渉があった

こと、②経営の重要事項についての経営者の裁量の余地が小さく経営責任が不明確であったこと、③労使関係が不正常であっ

たこと、④事業範囲に制約があり、多角的、弾力的な事業経営が困難であったことであり、後者は、①三〇万人の巨大組織で

経営管理の限界を超えていたこと、②地域の実態にあわない画一的な運営が行われがちであったこと、③地域間、事業部門間の

依存関係が生じやすく非効率分野の温存等が生じたこと、④同様の企業がないため競争意識が働きにくかったことである。

同委員会は、将来の鉄道輸送の役割について、旅客部門では、中距離都市間、大都市圏及び地方主要都市において重要な役割

を果たし、貨物部門でも、大量、長距離の分野で相應の役割を果たすと見込んだ上で、旅客部門六社、貨物部門一社に分割して民営化すること、過重な負担になる長期債務等は鉄道事業の

経営から切り離し、国鉄用地等を処理財源に充てるなど可能な手段を尽くした上でなお残る額について国民負担により処理することを提言した。

これに基づき、一九八七年四月、国鉄改革が行われた。新事業体の経営形態については、当面特殊会社とするが、できる限り早期に純民間会社に移行し、また、できるだけ経営の自由、自主性を付与することとされた。各社は、資産については、事業用は原則簿価、関連事業用、出資株式等は時価で引き継ぎ、債務については、本州の三旅客会社及び貨物会社が引継資産総額から資本金及び退職給与引当金を控除した額の長期債務を引き継いだ。国鉄清算事業団は、土地（七・七兆円）、株式等（一一・兆円）、新幹線保有機構に対する債権（二・九兆円）とともに、長期債務等二五・五兆円を引き継ぎ、土地処分等を行ってきたが、地価高騰地域内の土地売却については、同年一〇月の「緊急土地対策要綱（閣議決定）」により、原則として地価の異常な高騰が沈静化するまで見合わせるものとされ、その後、バブル崩壊により地価は下落したが、土地処分等は順調に進まなかった。政府は、一九八八年一月及び一九八九年一月に「最終的に残る債務等については国民に負担を求めざるを得ない」こと、「債務等については最終的には国において処理するものとする

が、その本格的な処理のために必要な『新たな財源・措置』については、雇用対策、土地の処分等の見直しのおおよそつくと考えられる段階で、歳入・歳出の全般的見直しとあわせて検討決定する」こと、「土地の処分については、平成九年度までにその実質的な処分を終了するものとする」こと等を内容とする方針を決定した。

一九九六年に残る長期債務等の処理策の具体的検討が始まり、当初、年内に成案を得ることをめざしたが、衆議院総選挙が行われたこともあり、同年十二月、「平成一〇年度より、国鉄長期債務等の本格的処理を実施する。このため、その具体的処理方策の検討を進め、平成九年中にその成案を得る」ことが決定された。一九九七年に入り、橋本総理を議長とする財政構造改革会議においても検討が行われ、六月に「財政構造改革を実現していくためには残高が二兆八兆円にのぼる本問題を本格的に処理することが不可欠である。（中略）将来世代へ負担を先送りするという形で安易な処理を回避するため、情報の公開・債務増大の原因の分析を行いつつ、国民の理解と納得が得られるよう、（中略）あらゆる方策につき個別具体的に検討を行い『平成九年中に成案を得る』こととする」とされた。その後、更に検討が進められ、二月三日、次のような同会議企画委員会座

○年金等負担金（四・三兆円）の財源は、①土地・株式の売却収入等の自主財源、②一般会計からの補助金、及び③「負担（調整中）」を充てる。

○有利子債務（一五・二兆円）及び無利子債務（八・三兆円）は国に承継させ、利払費については、①資金運用部・簡保の借入金、引受債（八・一兆円）の繰上償還により金利負担を軽減し、②郵貯特会からの特別繰入れ、及び③税負担を財源に充てる。元本償還の財源は、上記財源の一部のほか、当面は、一般会計の歳出・歳入両面にわたる努力により対応する。今後、年末までに処置策が決定されようが、巨額の過去債務の処理という前例のない問題であり、成りゆきが注目される。

○一九九八年一月一三日（火）午後二時より

「金銭債権に関する若干の考察」

報告者 パーナード・ラデン 氏

（オックスフォード大学比較法教授）

モデレーター 曾野和明氏

（帝塚山大学教授）

報告者は、まず、金銭債権の特質を列挙された。①金銭債権は最も頻繁にある債権である。②履行は金額（元本）の支払いだが、その義務はきわめて厳格である。金銭の占有だけでなく所有権を移転する結果債務であり、債務内容の変更が認められない。③債権者の点でも債務者の点でも譲渡性が高い。相続される。④しばしば直ちには履行されず、したがって、担保が付けられる。⑤金銭債務は、債務の履行から独立した価値を持つ。⑥履行が常に可能である。⑦弁済による消滅は、公的な金銭債務への更改とも考えられる。⑧金銭債務は給付の欠陥ということがないので、反対給付との不均衡が生ずる。

以上の特質を踏まえて、これまでの金銭債権の捉え方に対し、いくつかの疑問を提起された。

(1) 金銭に関する規定を、法体系の上で物・物権法と債権法とのどちらに置くか。サヴィニーは、債権総則の種類債務の後に置いた。それは、貨幣が貴金属であることを前提とし、債務の発生と履行の間の貨幣価値の変化に焦点を置いていたからである。しかし、今日は問題の重心が移動している。(2) 金銭債務がある（有債）かない（無債）かは、ローマ法と違って、今日で

は重要でない。(3)大陸法では、一般には、帰責事由があり損害がある場合に責任が発生するが、金銭債権では、これらは不要だとされている。他方、英米法では、金銭債務不履行の問題を、エクイティーの救済法では損害だという理由から議論せず、コモン・ローの賠償法では、特定履行の問題だという理由から議論していない。金銭債務不履行の場合の支払い義務を賠償だと考えると、本来の弁済を法律上捉えることができなくなる。また、本来の弁済の履行請求は、損害の証明が不要であり、損害拡大義務違反を理由とする請求額の限定がないことを考えると、本来の弁済の履行請求と考えるべきであろう。金銭債務不履行の場合の支払い義務を賠償とするのは、定額金銭債務訴訟 (deb) に引受訴訟 (assumpsit) が取って代ったことに起因するコモン・ロー上のねじれ現象と考えるべきではないだろうか。(4)比較法学者は、コモン・ローの契約債務は厳格責任で、大陸法の契約債務は過失責任だとする。しかし実際は、コモン・ローでも大陸法でも金銭債務は厳格責任であり、他の債務、特になす債務の厳格さはいろいろである。(5)ホームズは、約束を履行しなかった場合に約束者は本来の履行をしなくてよい、損害を賠償すればよい、と言う(「悪人の理論」)。しかし、一〇〇ポンドを返すと約束した者の義務は、一〇〇ポンド返すこと

である。それを、一〇〇ポンド払わなかったことの賠償責任だというのはおかしい。(6)ファーンズワースは契約を約束と定義し、現金売買を契約でないとする。しかし、払われたのが偽札だったときは、買主は依然として代金を払う義務を負う。義務の根拠は契約でなければならない。

討論では、いくつかの問題が議論された。ファーンズワースのように契約を約束と定義しても、偽札による売買に契約責任のルールを適用することは可能なのではないか。金銭債務の不履行の場合に、履行場所など履行条件が異なる別の債務になるのではないか。ホームズは、「悪人の理論」で、特定履行請求が持っていた債務者拘束(不履行の場合の裁判所侮辱罪)の可能性を払拭しようとしたのではないか。

本報告は、債権法のこれまで議論のなかった基本的な問題に、分析法学的な視角から光を当てる問題提起であり、印象深いものであった。

〔文責 瀬川信久〕

○一九九八年一月三〇日(金) 午後二時より

「制度の認識と認識の制度」

報告者 盛 山 和 夫 氏

(東京大学大学院人文社会学系研究科教授)

出席者

三一名

制度の理論はこれまでさまざまな還元主義に彩られてきた。

それらは、制度にはそれをそのようなものとして成立させている「外部」(根拠)があるはずであり、その「外部」は人々の思念(＝「主観」)を超えた何らかの経験的実在である、という前提の上に立っている。たとえば、社会学的機能主義は、制度の存立がその社会に対する機能に根拠づけられると考えている。しかし、社会とはそもそも制度的なものであることを考えるならば、制度の外部として社会を想定することが無効であることが分かる。このように還元主義的説明において「外部」と想定されたもの(風土、国民性、生産関係、システム存続、人々の合理性、…)は、実際にはそれ自体制度的なものであったのである。

制度の理論は、また、制度に関して人々が自明視している内容を社会的事実とみなす、という誤りもしばしば犯してきた。

たとえば、「コミュニケーションはいかにして可能か」という問は、人々の間で「コミュニケーションが成立している」こと、すなわち、話者Aのメッセージに込められた意味がそっくりそのまま聴手Bに理解されていることを前提にしている。しかし、少し考えれば分かることだが、何人といえどもこのような意味で「コミュニケーションが成立している」ことを確認できていない。ここでは、社会の人々が自明なものと疑っていないある事柄を、研究者が同じように社会的事実として受け入れた上で、それを説明しようとする試みがなされているのである。

制度は人々によって自明視されている。そして自明視されている世界において諸行為が整合的に解釈されている限りにおいて、その解釈図式は再強化される。自明なもののみなされている社会的世界についての知識を、A・シュツは「社会的知識の一次的構成」と呼んだが、われわれはむしろこうした知識こそが社会的世界を成立させていることに注目すべきである。こうした知識を「一次理論」と呼ぼう。制度とは、行為パターンとか文書のような経験的実在としてではなく、一次理論の中の理念的実在として存在するものである。制度を構成する基本的諸要素である「規範」「規則」「正義」「正統性」「権利」等々は、理念的なものであって、人々の思念においてのみ存在するので

ある。

このような理念的実在である制度を社会科学において探求することが、自然的実在に関する科学と比べて、どこが異なっており、どこが共通であるかを見極めることが重要である。制度を探求するとは、第一には社会的な世界を構成していると思定される人々の思念の内部にある〈意味世界〉を探求することであり、続いて思念と諸行為との関係を探求することである。これは(1)解積学的であり、そして(2)この探求の結果がいつでも新しい一次理論として社会的世界の構成に参画しうる、という点において、自然的諸科学とは異なっている。しかし、探求の対象である人々の思念および諸行為をとりあえず自らの外部に措定し、対象に関する表象の真理性を問うという点においては共通である。

ところで、この「真理」もまた理念的なものである。したがって、真理を価値として奉戴する「科学」も制度的なものである。近年の科学哲学および認識論は、ヴィトゲンシュタインやクワインに乗じて真理の非実在性と認識の相対性を主張するの急である。これらは基本的に観測の理論負荷性と理論のいかなる事実ともとの両立可能性とに根拠を置いている。しかしこれらは、ある理論を真もしくは偽と決定しうる基準と手続きが

存在しないことは意味するけれども、真や偽の観念が無意味であるとか真理というものが存在しない、ということの意味するものではない。せいぜいのところ、真理というものが存在するという根拠はないという主張にとどまるだろう。

確かに、何らかの疑う余地のない真なる理論を具体的に指し示したり、ある理論が真であるか偽であるかを決定する疑う余地のない手続きを示すことができる、という意味においては、真理を検証することは不可能である。というのも、真理とは理論や命題がその対象世界との間にとりうる理念的な関係であって、経験的な実在ではないからである。真理とは、正義や神と同様の理念的構成物である。したがって、科学とは真理という価値を奉戴する人々の信仰共同体の営みである、といわなければならない。

だからといって、認識論的相対主義が正しいことにはならない。これは、真理が経験的には確認できないこと、科学の営みや科学的知識として今日知られているものが真理をとらえているかどうかは結局は分からないし、多くの場合には偽である、ということを正しく主張している。が、それは結局のところ、真なる理論を観測とアルゴリズムとから導出することができるという論理実証主義のプロジェクトを解体はしたものの、真理

の経験性という前提は踏襲したままで、理念的実在を経験的にとらえることができないことを確認しているにすぎない。リアリズム法学や批判法学が法を法の社会学という経験的世界の探求に帰着させることが、法の法としての価値を消去する企てであるように、認識論的相対主義は科学の理念的な価値を科学社会学に解消するものである。科学は制度であり、それゆえにその経験的探求は可能であるが、経験的探求の対象になりうるということは、制度それ自体が内的に抱えている価値の無効性までも意味するものではないのである。